

下水道料金について

平成31年4月1日から第3回目となる料金改定をおこないます。

下水道使用料は、次の算出方法を基に、料金表より計算された金額（基本料金＋基本料金を超える料金）とその額に消費税率を乗じて得た額の合計となります。

- 1 水道水のみを使用している場合は、水道メーターの検針を基に算出した水量が排水量となります。
- 2 水道水と井戸水または地区水道を併用している場合は、水道メーターの検針を基に算出した水量と、1人当たり7㎡に世帯人数を乗じたものを加算した水量が排水量となります。
- 3 井戸水のみを使用している場合は、1人当たり15㎡に世帯人数を乗じた水量が排水量となります。
- 4 井戸水及び地区水道を使用する場合で、私設メーターを設置している場合は、その水量が排水量となります。

下水道使用料（2ヵ月につき）

区分	基本料金		基本料金を超える料金(1㎡につき)	
	使用水量	料金(税抜き)	使用水量	料金(税抜き)
第一種 一般用	20㎡まで	1,400円	21㎡から100㎡までの分	80円
			101㎡から200㎡までの分	100円
			201㎡から600㎡までの分	120円
第二種 営業用			601㎡から1,000㎡までの分	150円
			1,001㎡からの分	185円
温泉水	排水量1㎡につき30円			

下水道使用料は、下水道の整備、補修及び下水処理施設等の維持管理費に充てられます。